

フランス革命における民事立法

サニヤック著『フランス革命における民事立法』の翻訳によせて

江藤 价泰

『フランス革命における民事立法』の翻訳を、『大東法学』に連載するにあたって、フランス近代法研究会を代表して一文を草することを求められた。

実は、本稿と同じ題名の一文を二三年前（一九七〇年）に草したことがある。それは、同書を、早稲田大学の大学院の「フランス公法研究」のテキストとして使用し、その訳文をN.J.研究会の機関誌「季刊現代法」第二号（一九七〇年三月、成文堂）に掲載するにあたり、同書をテキストとして選択した理由の一端について、書いたからである。

フランス革命における民事立法

今回、本書を翻訳するにいたった理由、やや大げさにいえば「志」は変わらないので、旧稿から関連する部分を再録することにする。

フランス近代法研究会

「……『日本の法学・回顧と展望』（日本評論社）が初めて出版されたのは、私の大学二年のときだった。大学にはあまり行かない全く不勉強な学生ではあったけれども、ともかく法律学を歴史科学の一端に位置づける必要はあるという気持はもっていたので、同書を非常に興味深く読んだことは事実であった。サニヤックおよび本書を知ったのは、同書においてであった。その中で、磯田進教授が、法律あるいは法律学の日本におけるあり方の特異性に関連して、次のような発言をされている。『……自然法論……、本来それは二つの要素、……一つは変革の契機、も一つは秩序の契機（とをもっている

る)。……そういう二面の要素の中で、日本に入ってきた場合には、初めの方の変革の契機がむしろ非常に小さくなって、秩序の擁護という要素が、ずっと前面に出て来ている。……民衆に対する支配のための技術という要素の方がずっと尊重されてくる。……（これとの関連で）、……学問の世界における法律学……のあり方が、日本では非常に特殊だという感じを禁じ得ません。……ヨーロッパでは、たとえば『フランス革命における民事立法』を書いたサニヤック、あの人はドクトール・エース・レトルなんです。日本では文学士が法律をあそこまで突込むという例を知りません。』これを読んで、ともかく一度は、前述のような考えをもっている以上、サニヤックを読まなければいけないと考えるにいたった。それから二〇年も経過しているにもかかわらず、さっぱり私の勉強の方は進んでいない。『意あれども力足らず』ということである。そこで院生諸君と一緒に読むことによって、自らの力の不足を補い、また若干でも院生諸君の研究に寄与することができればと考え、まことに手前勝手な理由だが、テキストとして使用したという訳である（私として、宿望を果す緒についた。）」

こうして、同誌の二号と三号にわたって、中村紘一君（現早稲田大学法学部教授）（序言、序論第一章）、田端博邦君（東京大学社会科学研究所教授）（第二章第一節）、寺田博君（高知県立短大教授）（第二章第一節）、我妻隆邦君（弁護士）（概要）の訳稿を掲載した。この部分は、本書の序言以下である。

この訳業は、大学紛争等の事情に妨げられてついに中断してしまった。今回、再開することができたのは、本学部のフランス法研究者の熱意、とくにフランス革命史研究の瓜生洋一教授のそれに支えられてである。研究会の参加メンバーは、瓜生教授の他に、荻原貞正助教授（民事訴訟法）、白石裕子講師（商法）、それに星野澄子神奈川大学短期大学部講師（家族法）の諸氏である。

今回は、前回との関わりを考慮して、第二部「人と家族」から訳出することにした。それにしても、フランス法制史の専門家は少ないのであるから、作業はなかなか大変である。しかし、熱意と粘りとをもってすれば、いつの日か完成をみるであろう、と考えている次第である。

フィリップ・サニャック——その人と業績——

瓜生洋一

本翻訳の原作者、フィリップ・サニャック Philippe Sagnac は、一八六八年ドルドーニュ県ペリグーで生まれ、一九五四年アンドル・エローワール県リュイヌで没している。サニャックは、最初の業績である本書「フランス革命における民事立法 *Législation civile de la Révolution française* (1898)」以来、フランス革命の社会的側面に関心を示し、その後も一貫して、社会的傾向を堅持していた。一九二三年、オラール Alphonse Aulard (一八四九—一九二八) のあとを承けて、パリ大学 (ソルボンヌ) フランス革命史講座主任教授に就任している。サニャックは一九三七年まで同職にあった。

サニャックの前任者であるオラールは、発足して間もない第三共和政のイデオロギー的の中核を形成すべく設けられたソルボンヌのフランス革命史講座 (一八八六年設置) の初代主任教授であった。オラールは政治史の立場からフランス革命

研究を推進した中心人物であり (マチエはオラールを評して「フランスにおけるフランス革命政治史の権化」と言っている)^①、文献中心・科学的客観的歴史分析の方法で知られる。オラールこそ、「新しい歴史学派」であるアナール学派からはその論敵にあげられるべき一人であり、また、「修正派 *révisionnistes*」フランソワ・フェレからも批判の俎上に乗せられるべき人物である^②。しかし、最近になってオラールの政治史中心のフランス革命研究に対して批判が噴出したのではない。すでに二〇世紀初頭には、オラールの弟子であるアルベール・マチエ Albert Mathiez (一八七四—一九三二) が、師オラールの見解——特に革命的礼拝をめぐって——と対立し、その後、オラールとは対照的に社会経済史の観点からフランス革命研究を進めた。マチエと同時代人であるサニャックが、マチエと同じようにフランス革命の政治史側面より社会的側面に注目するようになったのはある意味では当然である。ピーター・バーク Peter Burke によれば、二〇世紀に入るとフランス歴史学者の中で、従来の政治史中心の歴史学から歴史の社会的文化的側面に注目する人々が増加し、ついには一九二九年、マルク・ブロック Marc Bloch (一八八六—一九四

四)、リュシアン・フェーヴル Lucien Febvre (一八七八—一九五六) が『経済史年報』(「アナル」の前身である *Annales d'Histoire économique*) を創刊するにいたった。^③このようにみるならば、サニヤックの研究がフランス革命の民事立法を取り扱いながら、その社会的側面に焦点を合わせ、またそのための資料の収集に全力をあげたことも、フランス歴史学の転換に符合したものと言えよう。また、サニヤックが本書の序文において革命の「社会的成果」を重視する立場を鮮明に打ち出し、本書について「フランスの民事法の歴史であると同時に、社会史の小試論でもある」と述べているのも、この歴史学上の転換と軌を一にしていることを裏書きしている。^④

その意味で、その後のフランス革命研究がまさに汗牛充棟とも言うべき状況にありながら、本書は、長い間にわたって民事法研究のみならず、歴史学研究の分野でも基本書としての生命を失っていないのである。

サニヤックは、フランス革命の社会史的研究の手始めとして本書を著したが、さらにフランス革命研究に関して、重要な貢献を果たしている。

まず、サニヤック自身のフランス革命に関する立場をまと

め、エルネスト・ラヴィス Ernest Lavisse の監修の下で「フランス近代史叢書 *Histoire de France contemporaine*」の第一巻を著している。ゴドシヨの評価によれば、革命初期から王政崩壊までの歴史に関して、本書は今日もお価値を失っていない。

また、第一次世界大戦の影響から、フランス革命の国際的環境とその影響とを研究している。その成果は「革命期ならびに帝政期のフランス領ライン地方 *Rhin français pendant la Révolution et l'Empire*」アメリカ革命 *Révolution américaine* (サニヤック自身とルイ・アルパン Louis Alphen とが編集に当たった「諸民族と諸文明叢書 *Peuples et Civilisations*」の第一巻) に結実している。さらに、サニヤックは、ミルキーヌ・ゲツェヴィッチと協力してフランス革命史講座を拡充し、国際フランス革命史研究所 *Institut international de l'Histoire de la Révolution française* に発展させようと企図した。ゴドシヨによれば、戦間期の情勢が好都合でなかったため、この研究所は見るべき成果をあげることができなかったとのことである。^⑤

さらに、サニヤックの後継者として、革命史講座主任教授

職を継いだのは、ジョルジュルフェール(George Lefebvre (一八七四—一九五九)であった。ルフェールは、ストラスブールでM・ブロックやL・フェーヴルと交流があり、フランス革命研究に新しい視点を導入している(革命的心性研究の角度から、「一七八九年の大恐怖 *La Grande Peur de 1789*」や「革命的群衆 *Foules révolutionnaires*」を著している)^⑧。このようにみると、サニヤックはフランス革命研究のみならず、歴史学の転換においても、多大な貢献をなしたことが浮かび上がってくる。

- 訳注① Albert Mathiez, "Aulard, professeur et historien", *Revue française*, LV (1908), p. 47, など。オラルルに関しては、前川貞次郎『フランス革命史研究』(創文社、一九五六年)を参考にした。また、フランス革命研究者の評価に関しては、Jacques Godechot, *Les Révolutions* (P. U. F. Paris, 1963) を参照した。
- ② François Furet, *Penser la Révolution française* (Paris, 1985), pp. 20-27.
- ③ Peter Burke, *The French Historical Revolution—The Annals School 1929-89*, (Polity Press, 1990) (大津真作訳『フランス歴史学革命』岩波書店、一九九二年、一一—一九頁)
- ④ Ph. Sagnac, *La législation civile de la Révolution française*,

フランス革命における民事立法

(Paris, 1899) Préface, I. (早稲田大学資本主義法研究会フランス部訳『フランス大革命期の民事立法』、『季刊現代法』、第二号、四五一—四七頁)

⑤ J. Godechot, *op. cit.*, pp. 262-63.

⑧ 上記①②の研究論文はG. Lefebvre, *La Grande Peur de 1789*, (Paris, 1988) に収録されている。また、後者については、二宮宏之訳『革命的群衆』(創文社、一九八二年)がある。

なお、原注については(一)……、訳注については①……とした。また、翻訳にあたっては、*Lexique historique de l'Ancien Régime* (Paris, 1968), Marion, *Dictionnaire de l'Ancien Régime* (Paris, 1951), などを参照した。また、改行については必ずしも原文通りではなく、訳者が適宜行った。

第二部 人と家族

第一章 人一般に關して

所有權の確立によつて人を解放するだけでは不十分であつた。さらに、人を、社会的地位、あるいは宗教に結びついてゐるあらゆる不平等からも、また教會權力へのがんじがらめの屈從からも、解放しなければならなかつた。次いで、人を、長年にわたるさまざまな旧來からの影響力から解放し、人の価値と尊嚴とを取り戻さなければならなかつた。然る後に、人の形成する自然的な集團である家族の中で、人に自由と平等を享受できるようにしなければならなかつた。

第一節

アンシアン・レジームにおいては、人は、いわゆる自然的な原因によりまた人為的原因により、法的に不平等であつた。性、国籍、社会的身分、宗教また職業さえもが、フランス領土に住む人々の間に、あらゆる一連の法的不平等を生み出した。人は、財産および習慣によるものばかりではなく、法そのものによつてもまた差別されていた。

一 まず、第一に、いわゆる自然的な不平等、すなわち、性に基づく不平等がある。女性は、男性よりも劣るものとみなされてゐた。おそらく、原始的な社会に特有な女性に対する終身的な後見は、かなり前になくなつてゐた。しかし、女性であるがためのいくつかの無能力がなおも存続してゐた、一六〇六年の王示(édit)によるウエルレーイウスの元老院議決(sénatus-consulte velleien)の廃止にもかかわらず、女性は、身分証書(acte de l'état civil)の作成に際して証人となることができないし、成文法地方、およびノルマンディー、特に、トゥルーズとルーアンの高等法院の管轄区域においては、他人のために自ら義務を負ふことは依然としてできなかつた。⁽¹⁾

さらに、女性についてはそれら以外にも無能力が定められてゐた。すなわち、女性は、親族(の財産、訳者)の相続に際しては、兄弟たちと同一の相続分を受けることができなかつたし、また夫の権力下におかれてゐた。しかし、こうした無能力制度のすべてが、単に弱きを理由として導き出されただけではなく、なによりも財産を一族内に保存しかつ財産管理を一本化するという特別の理由から導き出されたもので

あった。つまり、これらの無能力は娘や妻に関するものであり、女性一般に関するものではなかった。このような性に基づく不平等はもはや過去の遺物というほかはなく、姿を消す運命にあった。

二 人為的な原因から生じる不平等は、非常に多かつた。

(一) 第一に、国籍^⑥は重大な無能力を発生させた。他国人 (autain)、すなわち王国にいる外国人は、遺言することも、財産を受け取ることもできず、相続財産を、フランスで生まれた子どもたちには別として、親族に譲ることもできなかつた。この原則は実のところ、フランス人が所有する権利を外人に認める帰化状^⑧によって、また、フランスで商売をしている他国人、あるいはフランスにやってきて土地を開墾したり、干拓したりしている他国人のための一連の優遇措置^②によって、最後に、諸外国とのいくつかの条約によって、徐々にその効力を弱められてきた。けれども、一般に、市民の法^⑨は、古典古代社会の仕組みを範としていたので、フランス人の独占的な特権を残していた。この特権こそが、いずれ完全に消滅するものであった。

(二) 第二に、社会的身分に由来する不平等の問題があつた。この不平等は、土地制度に由来し、次いで人が三身分に分割されていることから生じていた。すなわち、聖職者・貴族・第三身分である。土地制度から生ずる不平等は、もつとも根源的なものである。法的には、不平等は、土地のみを媒介として人に及ぶ。事実としては、不平等は、人の間に直接に土地に対すると同じく多少とも隷属関係を作り出す。フランス人を三身分に分かつことは、民事上の不平等よりも、むしろ租税上・政治上の不平等を生み出した。民事上の権利に關するいくつかの特別の規定だけが貴族身分に適用された。貴族の後見権 (garde noble) は、ブルジョワの後見権 (garde bourgeoise) より、その権限がより広範なものである点において異なっていた。貴族の夫婦のうちで、生き残った方が先順位相続権 (premier) を有していた。ブルジョワは、この権利を享受することができなかった。最後に、数多くの慣習法において、貴族の相続に關しては、平民の相続とは異なつた方式が規定されていた。⁽³⁾

修道者 (religieux) は、他の人々より以上に差別されていた。もしも修道会 (corps) に入るならば、修道者は、多大な

社会的かつ制度的 (politique) な特権を享受はするが、個人としてみれば、俗人としての生命を喪失した。彼らの修道誓願^⑧は、修道者に一種の民事死^⑦をもたらしものであつた。すなわち、修道者は、婚姻することも、遺贈を受けることも、その親族 (の財産、訳者) を相続することも、遺言することもできなかつた。また、修道者がその修道誓願前に、すなわち、二一歳または一八歳前に、その財産を処分しないならば、その近親者が自然死⁽¹⁾におけると同様に (その財産を、訳者) 相続した。

最後に、一なおも、ジュラ山脈にまだ存在し、かつ、領主制度に由来するものでもなくて、ローマの奴隷制に由来する人身的奴隷関係について、また、土地保有農民を土地に固定し、かつ、彼らから移転の権利を奪う物的なマンモルト (manmortie réelle) については言うに及ばないであろう。——ペアルンやアルザスのようないくつかの地方には、二つの階級の人が存在した。すなわち、ペアルンにおける「隣人 (voisins)」と「非隣人 (non-voisins)」¹「アルザスにおける「ブルジョア (bourgeois)」と「居住者 (habitants)」である。後者は、都市における同一の公民権 (droit civil) を享受

しなかつた。「非隣人」および「居住者」は、コミュニンの集會、山林及び牧草地の使用 (usage) から除外されていた。《法外な使用料 (droits) を支払うことによつてのみ、彼らの雌牛が草を食べることができぬ》。そのために、ペアルンやアルザスのこれらの共有地 (communautes) においては、金を払ふことによつてのみ、「隣人」または「ブルジョア」としての地位を取得し得たのである。「ブルジョア」や「隣人」は、彼らの中で収益を分けあう特権的な社会を作り上げていた。⁽²⁾

(三) 第三に、宗教が人々を別け隔て、カトリック教徒に特権を与え、非カトリック教徒、すなわちプロテスタントおよびユダヤ教徒の市民生活を混乱させ抑圧した。

ルイ一四世以降、すべての立法は、王国にはカトリック教徒のみが存在するという虚構に基づいてなされた。それゆえ、国王のすべての臣民は、婚姻および子どもの出生をカトリックの司祭が掌握する身分登録簿に登録してもらわなければならなかつた。すべての臣民にとつて、婚姻は秘蹟と契約とが一体化したもので、永遠に解消できない結合であらねばならなかつた。すべての臣民は、カトリックの教義の中で育てられなければならなかつた。

祖先の信仰を守り、迫害された人びとの、また殉教者たちの有する、熱烈な信仰に固執しているプロテスタントは、このようにして私法上の身分を剝奪されていた。彼らの婚姻は、正当化できないものであり、彼らの子どもは相続権をすべて奪われた非嫡出子であり、国王は、彼らをカトリックの教義の中で育てさせた。なぜならば、国王のみが彼らの父親代わりになることができたからである。プロテスタントの教義は、プロテスタントに離婚をある要件のもとに認めていたが、法律によっては離婚は禁じられていた。プロテスタントにとっては個人の自由も、父権も、所有権も存在していなかった。

しかしながら、ウェストフアリア条約^⑩に保証されていたアルザスのプロテスタントでさえ、アルザスの最高評定院に登録された諸王令に従わねばならず、過酷で圧制的な体制に従わねばならなかった。⁽⁶⁾しかし、一七八七年の王示は、プロテスタントにも、私法上の身分を回復した。⁽⁷⁾それにもかかわらず、プロテスタントは公然と礼拝を行うことはできなかった。カトリックは、依然として支配的な宗教であった。この王示は、将来のことを規定しているだけで、一世紀にもわたって続いたあらゆる不正行為を償うことはなしえなかった。一七

八九年になっても、すべての高等法院がこの王示を登録しなかった。三百万人のプロテスタントは、依然として公民(citoyens)として取り扱われることはなかった。

ユダヤ教徒、特にフランス南部のユダヤ教徒は、(プロテスタントに比べれば、訳者)恵まれていた。バイヨンヌ、ポルトドー、アヴィニヨンおよびヴナスク伯爵領^⑫に居住するポルトガル系ユダヤ教徒、スペイン系ユダヤ教徒、アヴィニオン教皇領のユダヤ教徒は、長期にわたり寛容な取扱いをうけていた。しかしながら、パリ⁽⁸⁾およびアルザスに住んでいるユダヤ教徒は、ほとんど農奴に等しいものとして考えられていた。

このユダヤ教徒は、諸都市に入るに際しては、家畜と同様に、入市税を支払うことを余儀なくされ、また、通行税、保護税、加入税(trio de reception)、居住税を課せられていた。たとえば、メッスのユダヤ教徒は、ブランカス公爵に居住権、保護税および寛容税の名目の下に、一年に二万リールを支払っていた。また他のユダヤ教徒も、彼らを受け入れる特権を有する領主や都市に同種の税金を支払っていた。

以上のことは、中世におけるように、ユダヤ教徒に常にかかっていた隷属関係の産物であった。ユダヤ教徒の人口

の増加は、警戒の目をもってみられていた。国王は、《アルザスに居住するすべてのユダヤ教徒の男女に対して、今後は、国王の明示の許可なしには、婚姻することを抑制し、かつ、禁止し、これに違反した場合には、直ちにその地方からの追放に処する》旨を定めた。⁽¹⁰⁾

ユダヤ教徒がアルザスの土地を買い占めるのを妨げるために、国王は、いかなる方法を用いようとも、ユダヤ教徒が一切の土地を取得することを禁止し、ユダヤ教徒のために行われるあらゆる土地売買を無効と宣言した。⁽¹¹⁾しかし、ユダヤ教徒は、キリスト教徒の使用人を使わずに、ユダヤ教徒自身で土地を開拓するという条件で、土地を借りることができた。⁽¹²⁾

このように、ユダヤ教徒を一貫して農業から遠ざけて、商業や金融業⁽¹³⁾ (banque)、すなわち高利貸業に閉じ込めた。次に、ユダヤ教徒が一千万リーヴルを越える額についてアルザスの農民の債権者となつたときは、裁判所は、その債権額を減額し、かつ債務者が何年にもわたって分割弁済すればよいものとした。⁽¹⁴⁾しかしながら、王国において人的マンモルトを廃止し、プロテスタントに私法上の身分を与えようという思想が広がったおかげで、ユダヤ教徒に対して一七八四年には、

《通行税、通過税、物品税⁽¹⁵⁾ (coutume) およびその他のユダヤ教徒だけに課せられていたこの種の税》を免除することが宣言された。⁽¹⁵⁾それは単なる宣言以上の何物でもなかった。その宣言は、アルザス地方には適用されなかったが、ユダヤ教徒の身分にやがて変化が生じる徴候であった。

最後に、カトリック教会は、カトリック教徒のあいだでさえも、役者⁽¹⁶⁾のような不名誉とみなされる職業に従事しているある種の人びとを差別していた。役者は婚礼の祝福 (Benediction nuptiale) を拒否されることがあった。婚礼の祝福は婚姻の必要条件であり、そのことは教会と国家の法とによって定められているので、役者たちは、有効な結合を契約することはできなかつた。教会は、劇場を墮落の学校とみなし、欲情を浄化するにはふさわしくなく、むしろそれをかきたてるものとして考えていた。芝居に対する糾弾は俳優たちの上にもふりかかってきた。おそらく司祭たちは、音楽家という名のもとに役者たちを婚姻させ、この困難をしばしば回避していた。けれども、役者の婚姻に対する大衆の偏見はもとより、カノン法⁽¹⁷⁾もまたそれを禁止していた。教会はその教義を何ら放棄していないことを示すために、その禁止規定をときどき

適用していた。

原註(一) Paul Gide, *Condition prise de la femme* (Paris, 1867),

pp. 460-463.

(2) 一七六六年八月二三日の宣言 第四条 Isambert, *Recueil*

général des anciens lois françaises (Paris, 1827), t. XXII, p.

461.

(3) Gabriel Argou, *Institution au droit français* (1692, 2 vols.),

t. I, p. 18.

(4) Argou, *ibid.*, t. I, p. 10.

(5) ヴァルンの場合『一七九〇年、国民議会議長に対し』ブーテ

トの呈送された覚書 Mémoire envoyé à M. Boutet qui le

transmet au président de l'Assemblée』Archives nationales

(国立古文書館。以下 arch. nat. と略す) Dxiv, 9.

《「ヴァルンのコミュニオンが提出した陳情書は、「非隣人」は問

題にされていない。これらの不幸な人々は、その陳情書の作成に

は加わらず、彼らを抑圧する者によって作成された。』しかしなが

ら、オーベルタンの小教区(paroisse)は、各共同体における「隣

人」、または「非隣人」を問わず、すべての家長(chefs de famille)

に対し、代表者(député)の選出に協力を求めている。』しかし

ながら、それは収益の管理および分配に關しては重大な変更を

たらしめるべきではなかつた。』Bulletin de la Société des Arts

de Pau (以下 Bull. Soc. Pau と略す) XVI, 320. — ヴェルノネー

ル地方の場合は、Arch. nat. Dxiv, 9 (Appendice. V).

「非隣人」の利益を擁護するやうな陳情書は、ほとんどない。そ

れは、重大な制限を主張しているものみがある。』オーベルタン

(ヴァルン)に對しては Bull. Soc. Pau, XVI, 320. 参照。各共

同体は、州身分會議の代表者を選挙すること、および「隣人」ま

たは「非隣人」を問わず、すべての家長は、いわゆる代表者の選

挙に協力する者であるが、収益の管理および分配に關して重大な

変更をもたらすものではなかつた。

(6) 『アルサス地方ストラスマール・ロールマール・ウイサンブー

ル・ランジュ・ヌンステールのアウクスブルク信仰箇条派住民の

アドレス (Adresse des habitants de la confession d'Augsbourg

des villes de Strasbourg, Colmar, Wissembourg, Landau et

Munster en Alsace)』トーマス・ステファン、男爵領の市民のアド

レス Adresse des citoyens de la baronnie de Fénestrange』Arch.

nat., ADxvii, 48.

(7) 一七八七年(王示) Isambert, 29 vols., XXVIII, p. 472.

(8) 一八世紀ペリのユダヤ人に対する L. Kahn, *Histoire de*

la communauté israëlique de Paris. (Paris, 1894), in-12.

Bibliothèque nationale (以下 Bibl. nat. と略す) Lb 183/24. 参

照。

(9) 『メッスのユダヤ教徒に關する覺え書と Mémoire pour les

Juifs de Metz』 Arch. nat., ADxvii, 49.

(10) 一七八四年七月一〇日の公開狀 (lettres-patentes. 國務卿が

封印せずに印璽を捺捺し、かつ、連署した書状」(第六條。Isambert, XXVII, p. 440.)

(11) 同第一〇條。

(12) 同第八條。

(13) 同第九條。—「ポーランドのユダヤ人であるザルキンド・オールドヴィッツによるユダヤ人の弁明 *Apologie des Juifs par Zal-kind-Hourwitz, juif polonais*」 Paris, 1789. Arch. nat. ADXVII, 49.

(14) 一七八七年コルマールの判決。一二〇〇リール以上の債務は、一年間に一〇回払で弁済される(『憲法友の会の総会で朗読された報告』一四頁、一七九〇年二月二十日 *Rapport lu à l'Assemblée de la Société des amis de la Constitution* Arch. nat. ADXVII, 49.)。キリスト教徒の債務者は領取書を偽造して対抗した(一七八〇年五月二十七日の公開狀第四條參照)。この問題に関しては Lemann, *L'entrée des Israélites dans la société française* (Paris, 1886, in-8) 參照。Bibl. nat., Ld^{tes}/188.
(15) 一七八四年一月王示 *Isambert, XXVII, p. 360.*

訳注① 原語は、*mœurs*。

② 原語は、*lois*。現在ならば、法律と訳すべきところであるが、當時においては、このような概念規定は、存在しないから、広く「法」と訳した。

③ オルダナンス(*ordonnances*)とは異なり、特定の事項に関して

国王の下す書状。王示は、特定のカテゴリーに属する臣民に関する、または王国の一地方のみに関する措置が必要であるときにも用いられた。

④ ローマの元老院において女性の固有の弱さを保護するため、他人のため、またとくに夫のために契約することを禁止する決議がなされた。この議決はフランス成文法地帯(南部)で受けつがれ、妻の無能力の根拠とされた。

⑤ この用語を戸籍と訳す場合が多いが、フランスには日本のような戸籍制度がないので、戸籍と訳すのは誤まりであり、個人別の身分証書があるだけである。

⑥ 現代社会で国籍(*nationalité*)とは、人を特定の国家に帰属させる法律的紐帯と説明される。しかし、フランス革命前にはそのような厳格な国籍観念はなく、たとえば、パリで銀行家・政治家として活躍したスイス人のネッケル(一七三二—一八〇四年)が、一七八八年には国王によって登用され財務総監督官を務めたように、緩やかなものであった。

⑦ 前出の訳注と関連するが、市民(國民)と區別する「外国人」(*étranger*)の観念は、フランス革命によって形成された。

⑧ 現代社会では、個人が自由意思で他国籍を取得することを「帰化」というが、この時代では個別の権利を承認するために「帰化状」(*lettre de naturalité*)が出されたと思われる。

⑨ *droit civil*は「民法」とも訳出しうるが、ここでは適当でない。フランス革命の中で制定された宣言や法令は、市民(國民)とし

ての権利について規定している。

- ⑩ *droit civil* の訳。当時、統一的民法典は存在しなかったため、この訳語を採用した。なお、当時の権利は、特権のことであり、自由も同義語であった(二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」『近代国家形成の諸問題』、木鐸社、一九七九年、二二二—二四頁)

⑪ 社会が三身分に分割されているため、各々の身分に特有の性格、特権が付与され、これを法的に保証することが生じた。聖職者は教会法によってその特権と無能力(たとえば資産をもつ権利の剥奪)が規定され、貴族は騎士たる面目を維持する特権と制限(たとえば長子相続)、第三身分に関しては本文に叙述された制限が適用された。

- ⑫ *Bourgeois* の訳語を一語で表現することは困難である。ブルジョワは、身分として、都市居住民に付与されたものである。それと同時に社会階層として、①貴族身分になつておらず、②労働による収入に依存せず、③ある種の文化的同一性をもつ、という特徴をもち、cf. Maurice Agulhon, *La Société française au lendemain de la Révolution française* (Paris, 1980), pp. 103-106.
- ⑬ 原語は、*les religieux*。訳注⑩に明らかな通り、修道士、修道尼女を含む概念であるから、このように訳した。

⑭ *corps* は、団体と通常訳されているが、この *corps* は、教会的団体 (*corps ecclésiastique*) の略語と考えられる。教会的団体に、たとえば司教座聖堂参事会、修道院、連合修道会がある。こ

こでは、修道院と女子修道院とを包括する意味で、*corps* の語が用いられていると解して、修道会と訳した。

- ⑮ 教会法および封建法に基づいて、聖職者が有する特権と考えられるので、このように訳した。

⑯ *Profession religieuse* の略と考えられる。

⑰ 原語は、*mort civile*。大革命後においては、死刑または終身刑をうけた者に対し、これを法律上死亡とみなした制度。民法典第二二条及至第三三条に定められていたが、この制度は、余りにも苛酷な結果を生ずるので、一八五四年五月三十一日の法律により廃止された。

⑱ 二一歳は男子、一八歳は女子についてである。因みに、一七六八年三月の王示は、これ以前の修道誓願を禁止した。

⑲ 農奴が死亡し、子どもがいけない場合に残された財産を取得する領主の権利。

⑳ 私法上の身分 (*état civil*)。ここでは「身分証書」と訳出することとは適当でない。

㉑ アルザス地方は、神聖ローマ帝国直属の小公国、自由都市に分裂していた。フランスは、一六世紀以降併合を企図し、三十年戦争(一六一八—一四八年)の講和条約、ウエストファリア条約でアルザスの大部分を獲得した。その際、アウグスブルクの宗教和議が確認され、プロテスタント諸派(ルター派、カルヴァン派)の権利が承認された。

㉒ 通常「市民」と訳されるが、この訳語はブルジョワと混同され

やすい。ここでは政治的権利の主体という意味に解し、「公民」という訳語を当てた。

⑳ 原語は、Comtat Venaisin. フランス南部の地方の名。現在のヴォクリューズ県にあたる。この地方は、一二二五年以来、トゥールーズ伯爵領であったが、一二七一年にフランス領となった。その後、フィリップ三世（一二七〇—一二八五）は、教皇クレゴリウス一〇世にこの地方を譲渡したが、一七九一年九月一三日に、再びフランス領となった。

㉑ 原語は、順に droit de péage, droit de protection, droit de réception, droit d'habitation とある。通行税は、道路、河川および橋梁に設定された、加入税は、同業組合への加入に際して支払う入会金である、と考えられる。保護税および居住税については、領主は、封建法に従って、自身の土地にユダヤ人を受け容れるか否かを決める特権を有していたが、これらは、それに伴うものと考えられる。

㉒ 前注参照。

㉓ 領主が市や市場において、販売または小売される食料品や商品に関して徴取した物品税。

㉔ 職業としての役者 (concléien) はヨーロッパ中世(四七六—一四五三年)には存在しておらず、一六世紀以降に現われた。彼らは直接的な生産労働に従事しない一種の「流浪者」として社会的に蔑視されることが多く、また、教会から破門されていたので、共同体内部での生活には困難をともなった。

㉕ カノン法は、狭義ではカトリック教会の制定法を指し、教会法と同義である。なお、広義にはカトリック以外の諸教会法を含めて呼ぶこともある。